包括的禁止命令

平成２０年（再）第７６号

東京都中央区日本橋３丁目２番14号日本橋ＫＮビル４階

再生債務者　桜井電子工業株式会社

主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

平成21年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２１年（再）第２４７号

北海道札幌市東区北四十五条東19丁目２番３号

再生債務者　株式会社石井塗料店

１　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年12月３日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成22年１月７日から平成22年１月14日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２４８号

北海道札幌市北区新琴似２条10丁目３番６号

再生債務者　石井　忠司

１　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年12月３日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成22年１月７日から平成22年１月14日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２５４号

新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽731の８

再生債務者　岩原観光株式会社

１　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年12月４日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成22年１月８日から平成22年１月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２５５号

東京都大田区大森北３丁目24番11号

再生債務者　小松　晋一

１　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年12月４日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成22年１月８日から平成22年１月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２５７号

茨城県土浦市川口１丁目10番５号

再生債務者　株式会社協栄工務店

１　決定年月日時　平成21年11月６日午後６時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年12月９日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成22年１月13日から平成22年１月20日まで

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２０年（再）第８０号

大阪市平野区背戸口５丁目４番２号、旧本店所在地大阪市平野区瓜破南２丁目４番地

再生債務者　株式会社総環（旧商号大願クラッシャープラント株式会社）

１　決議に付する再生計画案　平成21年11月２日付け再生債務者提出の再生計画案

２　債権者集会

⑴　期日　平成21年12月11日午後３時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

３　議決権不統一行使の通知期限　平成21年11月27日

平成21年11月２日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第２５号

大阪市中央区北久宝寺町２丁目１番２号

再生債務者　シーオン株式会社

１　決議に付する再生計画案　平成21年10月16日付け再生債務者提出の再生計画案

２　債権者集会

⑴　期日　平成21年12月22日午後１時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

３　議決権不統一行使の通知期限　平成21年12月11日

平成21年11月６日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第３４号

大阪市城東区諏訪３丁目15番41号

再生債務者　新栄自動機株式会社

１　決議に付する再生計画案　平成21年10月29日付け再生債務者提出の再生計画案

２　債権者集会

⑴　期日　平成21年12月15日午後１時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

３　議決権不統一行使の通知期限　平成21年12月１日

平成21年10月30日

大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２１年（再）第１７４号

福島県南会津郡只見町大字大倉字前沢ロ146番地

再生債務者　飯塚　　信

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成21年11月５日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１７年（再）第６４号

大阪市鶴見区横堤５丁目12番18号、開始決定時の本店所在地大阪市旭区新森７丁目８番38号

再生債務者　株式会社井野屋

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成21年11月５日

大阪地方裁判所第６民事部

平成１７年（再）第６５号

大阪市旭区新森７丁目８番38号、開始決定時の本店所在地大阪市旭区清水２丁目16番７号

再生債務者　大河商事株式会社

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成21年11月５日

大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（再）第１８号

大阪府東大阪市楠根１丁目８番20号

再生債務者　株式会社ユニコン

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成21年10月30日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２０年（再）第７６号

東京都中央区日本橋３丁目２番14号日本橋ＫＮビル４階

再生債務者　桜井電子工業株式会社

１　主文　本件再生手続を廃止する。

再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　東京都千代田区霞が関１－４－１日土地ビル４階　霞が関法律会計事務所　弁護士　降簱　俊秀

３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。

平成21年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第１６２号

埼玉県川越市稲荷町３番地７

再生債務者　菊地　大造

１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年11月27日まで

４　一般異議申述期間　平成21年12月11日から平成21年12月18日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再イ）第１６９号

埼玉県鶴ヶ島市大字脚折68番地６

再生債務者　関根　康子

１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年11月27日まで

４　一般異議申述期間　平成21年12月11日から平成21年12月18日まで

さいたま地方裁判所川越支部